

## IP化時代の通信端末に関する研究会（第1回）議事要旨（案）

1 日時 平成18年12月7日（木）10時00分～12時20分

2 場所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者（五十音順、敬称略）

### （1）構成員

相田 仁、浅野 睦八（代理 小林 善和）、稲垣 隆一、大島 正司、  
國尾 武光、後藤 幹雄、近藤 弘志、資宗 克行（代理 清水 博一）、  
高橋 伸子、竹田 義行、土井 美和子（代理 勝部 泰弘）、花澤 隆、林 俊樹、  
平野 晋、藤原 洋、前田 章、松島 裕一、三輪 真、村上 晃、山口 英、  
山田 敏雄、弓削 哲也、横澤 誠、渡辺 文夫（代理 大橋 正良）

### （2）総務省

森総合通信基盤局長、桜井電気通信事業部長、谷脇料金サービス課長、内藤消費者行政課課長補佐、渡辺電気通信技術システム課長、中村電気通信技術システム課課長補佐

4 議題

（1）研究会の進め方について

（2）プレゼンテーション

（3）その他

5 議事要旨

### 【開催要綱について】

○ 事務局提案の「「IP化時代の通信端末に関する研究会」開催要綱（案）」（資料1-1）について説明し、案のとおり了承された。

### 【研究会の公開について】

○ 事務局提案の「研究会の公開について（案）」（資料1-2）について説明し、案のとおり了承された。

### 【座長の選任及び座長代理の指名について】

○ 相田構成員を互選により座長に選任。また、相田座長より平野構成員を座長代理に指名。

#### 【研究会の進め方について】

- 事務局より、「IP化の進展に対応した通信端末に関する検討について」（資料1-3）について説明。

#### 【プレゼンテーションについて】

- 構成員よりプレゼンテーション。
  - ・ 花澤構成員 「NTTにおける次世代ネットワーク(NGN)の取り組みについて」
  - ・ 國尾構成員 「イノベーション基盤としての端末への要求機能・技術課題について」
  - ・ 前田構成員 「IP化時代の通信端末のあり方について」

- 質疑応答における構成員からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 将来的な通信端末は、NGNサービス網とインターネットの双方のネットワークのどちらにも接続できることが重要であろう
- ・ 現在、開始しつつあるフォーラム等による実証実験においては、責任に関する検討をできるほど議論は未だ深まっておらず、何がサービスとして提供可能であるかを関係事業者と模索している段階である。将来的には、不測の事態に対しては、提供している役割に応じた責任分担が規定されるべきであろう。

#### 【各構成員より発言】

問題意識やこの研究会で議論すべき事項等について各構成員より発言があった。構成員からの主な発言内容は以下のとおり。

#### [検討の視点について]

- ・ 利用者に届くときにどのようなサービスを整備していくべきなのかについての視点は重要であろう。
- ・ IP化によって実現可能な機能は高度化されると思われるが、それに伴い操作が複雑化し不便・不安・不満が発生する可能性が高いため、それらを乗り越えるための議論も重要である。
- ・ IP化時代の通信端末においては、多岐にわたる関係者間の協調と競争が重要となるであろう。信頼性、安全性等の面からネットワークとの関係や機能分担を明確にし、プラットフォーム、インタフェース、認定制度、法律等の分野において協調がなされ、新しいサービスやビジネスモデルが競争の中で出てくるよう環境整備をすべき。
- ・ ユーザの視点のみならず、利用者が望むべきサービス提供の実現のための産業論からの議論も重要である。

- ・ 技術革新の本質はどこにあるのかを議論したい。技術革新を生み出すには、国際的な新市場を創り、端末のシェアをとれる国際競争力が重要となる。日本の国際競争力を高めて、技術をどのように世界に広めていくかというスタンスから見た、日本発の技術の在り方・市場の確立の在り方を検討したい。

#### [検討すべき課題について]

- ・ 端末は技術革新が反映しやすい分野であるため、将来の技術革新を見据えた上で議論をしていくべきである。その中で、IP技術の発展の速さに留意し、IPのメリットを生かすような技術の在り方について議論をしていきたい。
- ・ ユーザがホームネットワークを構成するようになれば、UNIの内側部分の技術的規定について検討することも重要となるだろう。
- ・ ネットワークと端末の機能分担を明確にした上で、オープン性等を確保する上で、IP端末機能がどうあるべきか等を考える必要がある。
- ・ 本研究会の検討項目に関しては、国内の産業政策、消費者保護等の様々な問題に関わるため、社会への責任は非常に重く、法律面の検討も重要である。例えば、端末側がネットワーク側の責任を引き受けることになれば、責任の具体化だけでなく、損害等に関する補償の方法等、社会的責任の確保のための具体的方法まで射程に入れた議論が重要である。例えば、苦情・紛争処理のフレームワーク作りが求められるだろう。
- ・ 安全性・信頼性・消費者保護を考えると、個人情報保護やプライバシー問題等の社会的問題への対応も必要となる。安全性・信頼性のための技術は未だ発展途上であるため、静的フレームワークではなく、行動的思考と検証を行う動的フレームワークが理想であろう。
- ・ 端末が多様化する中で、多様なライフサイクルに対応する制度の在り方についての検討が必要となるであろう。

#### [検討の方法について]

- ・ 通信端末の分類や機能の分解をした上で、共通の課題とともに、利用目的別に分類した際の課題について検討していく方法も有用ではないか。その一方で、思いもよらない使い方に対する脅威への対応についても課題となるであろう。
- ・ 端末はユーザと直に接するものであるため、議論や結論をユーザに理解されやすい形で示すことが重要となる。議論において、サービス提供者、端末製造者の視点が優先しがちであるため、生活者の利用意向・利用シーンにも重点をおいて検討したい。

以上